

経済産業省

20210816資第45号
令和3年8月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

電気特定小売供給約款以外 の供給条件認可申請書

2021年8月16日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 運 第 9 1 号

2 0 2 1 年 8 月 16 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島県広島市中区小町4番33号

中 国 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	「料金その他の供給条件の内容」 の各項によります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

2021年8月11日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、島根県江津市、島根県邑智郡川本町、島根県邑智郡美郷町、広島県広島市（全区）、広島県三次市、広島県安芸高田市および広島県山県郡北広島町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2021年8月11日からの大雨により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまから申出があった場合には、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「電気特定小売供給約款」という。当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は変更後の電気特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの2021年7月（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限る）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月に限り、電気料金を免除する。
3. 電気特定小売供給約款の従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となったものについては、2022年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

添 付 書 類

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2021年8月11日から大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、島根県江津市、島根県邑智郡川本町、島根県邑智郡美郷町、広島県広島市（全区）、広島県三次市、広島県安芸高田市および広島県山県郡北広島町に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2021年8月11日から大雨により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請します。

記

- ・災害救助法適用地域

（島根県）江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

（広島県）広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町

- ・上記災害救助法適用地域に隣接する地域

（島根県）浜田市、益田市、大田市、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町

（広島県）呉市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、世羅郡世羅町

以 上

経済産業省

20210816資第44号
令和3年8月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第7号
令和3年8月16日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池辺和弘

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日 および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和3年8月11日から的大雨により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和3年8月12日、福岡県および佐賀県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和3年8月12日以降、令和3年8月11日から的大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和3年7月（支払期日が8月12日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和4年3月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和4年2月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和4年2月末日)

5. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和4年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和4年2月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和4年2月末日)

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和３年８月１１日から大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（令和３年８月１２日、福岡県および佐賀県の一部地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和３年８月１２日以降、令和３年８月１１日から大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成２６年改正法附則第１６条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第２１条第１項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県 久留米市

佐賀県 武雄市，嬉野市，杵島郡大町町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 小郡市，朝倉市，うきは市，八女市，筑後市，大川市，
三井郡大刀洗町，八女郡広川町，三潞郡大木町

佐賀県 鳥栖市，神埼市，伊万里市，唐津市，多久市，鹿島市，
三養基郡みやき町，西松浦郡有田町，
杵島郡江北町・白石町

長崎県 大村市，東彼杵郡波佐見町・川棚町・東彼杵町

以 上

経済産業省

20210816資第46号
令和3年8月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

2021 年 8 月 16 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

ネ サ 運 第 1 4 9 号

2 0 2 1 年 8 月 1 6 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021 年 8 月 11 日からの大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用された。

島根県：江津市，邑智郡川本町，邑智郡美郷町

広島県：広島市，三次市，安芸高田市，山県郡北広島町

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2021 年 8 月 16 日以降、2021 年 8 月 11 日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2021 年 7 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、8 月、9 月および 10 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2021 年 3 月 18 日付け 20210310 資 第 17 号認可。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2022 年 2 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2022 年 2 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、2022 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを 2022 年 2 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）および 63（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
7. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款

によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2021年8月11日からの大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用されました。

島根県：江津市，邑智郡川本町，邑智郡美郷町

広島県：広島市，三次市，安芸高田市，山県郡北広島町

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2021年8月16日以降、2021年8月11日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

島根県：江津市，邑智郡川本町，邑智郡美郷町

広島県：広島市，三次市，安芸高田市，山県郡北広島町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

島根県：浜田市，益田市，大田市，飯石郡飯南町，邑智郡邑南町

広島県：呉市，府中市，庄原市，東広島市，廿日市市，安芸郡府中町，安芸郡海田町，
安芸郡熊野町，安芸郡坂町，山県郡安芸太田町，世羅郡世羅町

以 上

経済産業省

20210816資第48号
令和3年8月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

契託制第13号
令和3年8月16日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

料金その他の供給条件の内容等

令和3年8月11日から的大雨により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、令和3年8月12日、福岡県および佐賀県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和3年8月12日以降、令和3年8月11日から的大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和3年7月（支払期日が8月12日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和3年3月18日付け20210310資第17号認可。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：令和3年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和４年３月〔満了日は検針日等により相違〕）

- ３．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和４年２月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和４年２月末日）

- ４．契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和４年２月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和４年２月末日）

- ５．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、令和４年２月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和４年２月末日）

- ６．契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込み

が令和4年2月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）（5）、63（通信設備の施設）（5）および65（電流制限器等の取付け）（3）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和4年2月末日）

7．供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和３年８月１１日からの大雨により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（令和３年８月１２日、福岡県および佐賀県の一部地域に災害救助法が適用）

このため、下記の災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和３年８月１２日以降、令和３年８月１１日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第１８条第２項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県 久留米市

佐賀県 武雄市，嬉野市，杵島郡大町町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 八女市，筑後市，大川市，小郡市，うきは市，朝倉市，

三井郡大刀洗町，三潞郡大木町，八女郡広川町

佐賀県 唐津市，鳥栖市，多久市，伊万里市，鹿島市，神埼市，

三養基郡みやき町，西松浦郡有田町，杵島郡江北町・白石町

長崎県 大村市，東彼杵郡東彼杵町・川棚町・波佐見町

以 上

経 済 産 業 省

20210817電委第3号

令和3年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年8月17日付け20210816資第45号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20210817電委第4号

令和3年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年8月17日付け20210816資第44号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20210817電委第1号

令和3年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年8月17日付け20210816資第46号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20210817電委第2号

令和3年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年8月17日付け20210816資第48号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。